

岐阜県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例 概要

■岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例（あるなし条例）の理念を具体化

「あるなし条例」を上位条例と位置づけ、同条例の目的である「共生社会」の構築に向けて、手話言語の普及、障害のある人の意思疎通手段の利用の促進に関する具体的な取組み等を定めた条例

■条例の構成

第1条（条例の目的）

障害の有無にかかわらず、安心して暮らせる社会、障害のある人が意欲と能力に応じて活躍できる社会の実現に向け、以下について制定。

- ・手話言語の普及促進、障害のある人の意思疎通手段の利用の促進に関する基本理念 **本県の特徴**
- ・県の責務、県民、事業者、障害のある人等の役割
- ・障害のある人の意思疎通手段に関する施策の総合的、計画的な推進に必要な基本的事項

第2条（用語の定義）

- ・「手話言語の普及」とは、手話が言語の一つであることを普及すること
- ・「障害のある人の意思疎通手段」とは、手話、要約筆記、点字、音訳、筆談、代読、代筆その他の障害のある人が他者との意思疎通を図るための手段（障害のある人の意思疎通を補助するための手段を含む。） **本県の特徴**

第3条（条例の基本理念）

目的に規定する社会は、以下の認識の下に実現する。

- ・手話言語の普及は、手話が独自の語彙及び文法体系を有する言語であり、ろう者が日常生活、社会生活を営むために受け継がれてきた文化的所産であるという認識
- ・障害のある人の意思疎通手段の利用の促進は、全ての県民が、それぞれの障害の特性に応じた意思疎通手段を利用することの必要性を認めることにより行われること

第4条（県の責務）

- ・手話が独自の語彙と文法体系を有する言語であることに関する県民の理解の促進 **本県の特徴**
- ・障害のある人が意思疎通手段を利用しやすい環境の整備、利用のための障害除去
- ・障害のある人等の協力を得て、教育活動、広報活動等を通じた基本理念に対する県民の理解の促進

第5条（市町村等との連携・協力）

県は、市町村や関係機関と連携をとりながら、意思疎通手段を利用しやすい環境の整備をし、及び基本理念に対する県民の理解の促進を図る。

第6条（県民の役割）

県民は、基本理念にのっとり、意思疎通手段を理解するよう努める。

第7条（事業者の役割）

障害のある人に対するサービスの提供、または障害のある人を雇用する際における意思疎通手段の使用に関する合理的な配慮

第8条（障害のある人等の役割）**本県の特徴**

- ・主体的かつ自主的に基本理念に対する県民の理解促進及び意思疎通手段の普及に努める。
- ・意思疎通手段を利用する上での障壁を感じた場合、周囲の人に積極的に伝えるよう努める。

第9条（計画等）

- ・県は、障害者のための施策に関する基本的な計画「岐阜県障がい者総合支援プラン」において、意思疎通手段に関する基本的施策を定め、総合的・計画的に推進
- ・基本的施策の推進にあたっては、障害のある人等と連携して推進するための体制を整備
- ・基本的施策について定めようとするときは、「岐阜県障害者施策推進協議会」の意見を聞く。

第10条～15条（基本的施策）

○情報の取得等におけるバリアフリー化（第10条）

- ・県政情報の意思疎通手段による発信
- ・災害時等において、意思疎通手段により必要な情報を取得し、円滑に他者との意思疎通を図ることができるための必要な措置。

○手話通訳等を行う人材育成等（第11条）

- ・支援者（手話通訳、要約筆記、盲ろう者向け通訳・介助等を行う者）及びその指導者の育成、支援者の派遣等の体制整備

○意思疎通手段の利用の促進に向けた県民への啓発、学習機会の確保（第12条）

- ・障害のある人の意思疎通手段の利用の促進の必要性に対する県民の理解を深めるため、意思疎通手段の啓発及び学習機会の確保

○学校等の設置者の取組み（第13条）

- ・学校教育における基本理念及び意思疎通手段に対する理解の促進
- ・意思疎通手段の利用を必要とする幼児、児童及び生徒が通学する学校等において、意思疎通手段による学習環境の整備、教職員の手話等に関する知識・技術の向上のための必要な措置を講ずる。
- ・学校における意思疎通手段の利用に関する児童生徒や保護者からの相談への対応等

○事業者への協力（第14条）

- ・事業者が障害のある人へのサービス提供、障害のある人を雇用する際の意思疎通手段の利用に関する合理的な配慮の取組みに対して、必要な協力（県の努力義務）

○意思疎通手段に関する調査（第15条）

- ・障害のある人等が行う、意思疎通手段の発展のための調査研究の推進、その成果の普及への協力（県の努力義務）

第16条（財政上の措置）

県は、基本的施策の推進のため、必要な財政措置を講ずるよう努める。